

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 22 日

西宮市指定就労移行支援事業者
西宮市指定就労継続支援 A 型事業者
西宮市指定就労継続支援 B 型事業者
西宮市指定就労定着支援事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における在宅でのサービス提供の取り扱い等について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」(令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室他連名事務連絡)(以下、「変更後事務連絡」という。)が示され、本市においては、当該変更後事務連絡の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の適用について」(令和 5 年 5 月 22 日西宮市法人指導課他連名事務連絡)により、令和 5 年 6 月 1 日から適用することとしました。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における在宅でのサービス提供の取り扱い等について」(令和 3 年 4 月 1 日西宮市生活支援課他連名事務連絡)は、令和 5 年 5 月 31 日限り廃止いたします。

今後は、

- ・ 「就労移行支援事業、就労継続支援(A 型、B 型)における留意事項について」(平成 19 年 4 月 2 日障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・ 「就労定着支援の実施について」(令和 3 年 3 月 30 日障障発 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・ 変更後事務連絡その他国通知等

に従い、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、引き続き、就労移行支援事業及び就労継続支援事業における、在宅サービス提供の可否判断については個別に確認が必要ですので在宅サービスを実施する前に、各利用者の支給決定権者(西宮市では生活支援課 (0798-35-3130))にご確認をお願いします。

【問合せ先】

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3423